

平成29年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年 6月 29日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
副町長	大庭	孝久	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	村尾	秀信	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	八幡	哲	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
税務課長	藤木	正英	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津 浩一 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 議員提出議案の題目

発委第3号 森林環境税（仮称）の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的
安定的な財源確保を求める意見書

議長発議 竹島対策特別委員会設置について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時46分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

常任委員長報告を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の、議第63号から議第75号までの補正予算案及び条例関係等13件と、陳情1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長 12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

それでは、総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は議会閉会中の6月13日、14日、会期中の27日、28日の4日間開催いたしました。

4月の選挙後、新体制での委員会開催でもあり、議会閉会中の6月13日、14日の委員会では新議員の方々と同じ認識を持ち理解を深めるために所管の各課の協力、理解をい

ただきまして、各課の主な業務や新年度の重点事項について説明を受けたところでございます。

次に、今定例会で付託されました案件の審査結果について報告いたします。

まず、議第 63 号の「平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」についてですが、特に意見・指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、議第 64 号「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議第 65 号」「議第 66 号」「議第 68 号」並びに、議第 72 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についても、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、関係法人の経営状況についてであります。

公益財団法人「隠岐の島町教育文化振興財団」及び株式会社「ふせの里」の経営状況について報告を受けました。

その中で、株式会社ふせの里の営業報告では、平成 28 年度の決算で約 2,000 万円欠損金が生じており、累積欠損金は約 3,600 万円となっております。

平成 28 年度の 2,000 万円の欠損の主な理由は、職員の法定福利費、これは社会保険料でございますが、それや退職金共済、これは中小企業退職金共済です。これについて一部の職員のみ今まで対応しており、指導を受けた結果、約 550 万円余りの増額となっております。また、原木の仕入れや作業道用資材等が 950 万円増額、更には、海上輸送運賃等の 540 万円が主な理由とのことであります。

新年度になりまして、役員等の交代もありまして平成 29 年度の事業計画では、累積欠損金の解消を重点目標として、10 年計画の樹立と実現可能な事業収支計画を実践することとしておりますが、役職員任せではなく行政もしっかり指導して早急に改善するよう指摘をしたところであります。

最後になりますが、所管の調査事項は議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長 9 番：前田 芳樹 議員

○9 番（前田 芳 樹）

産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は議会閉会中の 6 月 12 日、13 日と、会期中の 6 月 27 日、28 日とで計 4 日間開催いたしました。

付託案件の審査結果であります。別紙の通り付託された議案については全会一致で「可決すべし」といたしました。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告いたします。

「平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」についてです。

新規特定有人国境離島地域雇用機会拡充事業補助金についてでございます。

特定有人国境離島地域における創業や事業環境の不利性に鑑みた時に、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費等の運転資金の一部を、特定有人国境離島新法の支援制度を活用して補助するものであります。

農業活性化、畜産業振興、林業振興、水産業振興で 3,375 万円、商工業振興事業で 2,463 万 3,000 円の補助金によりまして、創業 1 件と事業拡大 6 件の計 7 件で雇用増 16 人の計画となっております。最低限の条件としましては 1 人当り週 20 時間以上勤務する雇用を増やすことが求められております。

委員会としては、全国的に特定有人国境離島からの申請が殺到する中で、申請主義であるのなら市内の各課間の連携を密にして協議を重ねて民間事業者をよく指導して、しっかりと申請をしていくよう指摘をいたしました。

次に、戦略産品海上輸送費支援事業及び輸送コスト低廉化事業補助金についてでございます。

これも、特定有人国境離島新法の支援制度により、これまで事業費の 50%であった補助率を 80%まで嵩上げする措置が可能となったことによる支援額の増額補正であります。戦略産品では原木、製材、酒類の輸送費に 605 万 5,000 円の増額支援をし、輸送コスト低廉化では鮮魚、藻塩米、肥料、飼料には 3,223 万 9,000 円を増額支援するものであります。

委員からは、島内関係者への利益還元になることであるから、継続的に取り組むよう指摘がありました。

次に、買い物機能等生活サポート事業補助金 800 万円についてです。

無店舗地区の買い物弱者への対応策として食料品や日用品の移動販売をしながら高齢者等の安否確認と家族への連絡を行う NPO 法人への移動販売車購入費などの支援を行うものであります。委員会といたしましては、既存店舗の小圏や既存商店があるところへ入っている所もあって既存店舗の経営が立ち行かなくなるとは本末転倒であるから

事業者への指導をするよう、また、見守り事業は福祉課が既に行っている見守り事業との連携調整をするよう指摘をいたしました。

次に、公共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事についてでございます。

委員から出されておりました、満潮時に出水口から海水が流入しないのか、排水ポンプの能力はどうかなどの指摘がございましたが、海水流入の心配は無い、逆支弁も備えている、排水ポンプは毎分78トンの吐出し水量の高能力のものを設置するなどの説明がございました。

次に、飯田地区残土処理場建設工事についてです。

この処理場の建設残土の搬入可能量は45万 m^3 で年間2万 m^3 から3万 m^3 を搬入するとして15年間使用の見込みであるとの説明でございました。

委員からは、洪水調整池の整備をしっかりとすること、用地内の排水はどう処理するのか、下流域の小さい河川に最終的に排水するなら地元説明会の場で下流域の住民や地権者によく説明をして、決して災害が発生しないように排水対策を着実にするよう指摘をいたしました。担当課からは、調整池の出水口と河床の高低差を無くして急激で大量な排水はしないようにする、下流域の関係者の意向も尊重し災害対策を講ずる、との返答でございました。

次に、陳情案件についてでございます。

島根県森林組合連合会、島根県森林協会、島根県木材協会、隠岐島後森林組合の4者連名で提出されておりました「森林環境税(仮称)の創設と森林整備対策の財源確保を求める意見書を国会及び関係行政機関へ提出するよう要望する陳情」については、森林荒廃を防止するためには必要なことであるから、全会一致で「採択すべし」といたしました。

所管の調査事項についてですが、まず、公共下水道施設整備事業についてでございます。

各地区で下水道整備事業が進められておりますが、加入率が51%と伸び悩んでいるのではないのか、加入率が低ければ加入者の料金を次第に上げざるを得なくなることも考えられるため、加入促進への更なる取り組みをするよう指摘をいたしました。担当課からは、個人負担金の立替融資制度などの加入奨励措置を活用して絶えず加入を促す努力に続けていますとの返答でございました。

次に、上水道事業についてでございます。

4月からの水道料金の値上げに対する町民の反応はどうかとの問いに対しまして、今のところ担当課への問い合わせは1件のみとの回答でございました。問い合わせには懇切丁寧な説明を心がけて理解を得るように指摘をいたしました。

次に、「株式会社あいらんど」に関する今後の方針についてでございます。

6月25日に開催した株主総会では、当初予定していた解散に関する案件を取り下げたそうございまして、新たな指定管理者募集スケジュールについて変更することを余儀なくされたということでございます。

今後については、株式会社あいらんどと協議をしながら進めることとするが、株式会社あいらんどの解散に関する町の方針に変わりはないとの説明でございました。

次に、隠岐ポートプラザ施設整備負担金についてでございます。

過去5回に亘って負担額の変更を行ってきたという経緯の「施設負担金」は、施設整備をした際の地方債償還額を前提に算定されていたもので、経営収支の観点からは検討されていないものであったということです。そこで、負担可能な年額を経営収支の観点から見直すこととして「テナント料」に名目を改める、但し、これまで猶予した負担金については支払っていただく。

現在の経営状況及び今後5年間の資金収支予測から判断をすれば、現時点の支払い可能な「テナント料」は年間300万円程度が上限であると考えられる。この300万円程度とすれば何とか経営を行える見込みである。この「テナント料」については、今後の経営状況を絶えず注視し、そして継続的に協議をしていくとの説明がございました。

尚、所管の調査事項については、引き続き調査・研究を行ってまいります。

以上といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終ります。

日 程 第 2. 討 論

「討論」を行います。

会期初日の町長提出議案、承認第1号「物品購入変更契約の締結〔小型ノンステップバス購入〕の専決処分について」から、同意第3号「隠岐の島町中財産区管理会委員の選任同意について」までの25件及び追加提出議案の議第73号「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事〕」から同意第11号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの11件、計36件並びに本日の議事日程第1で

行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」 の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに討論は、ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

ただ今から、暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 11時05分)

○議長 (石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時12分)

日 程 第 3 . 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第1号「物品購入変更契約の締結〔小型ノンステップバス購入〕の専決処分について」から、承認第14号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの14件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第14号までの14件は原案のとおり承認されました。

次に、議第63号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 63 号は委員長報告とおりに可決されました。

次に、議第 64 号「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から議第 69 号「公有水面埋立てに係る意見について」までの 6 件及び議第 72 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」の計 7 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 64 号から 69 号までの 6 件及び議第 72 号、計 7 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 70 号「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（3 期工事）〕」から議第 71 号「土地売買に関する契約の締結について」までの 2 件及び議第 73 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町第 1 雨水ポンプ場建設工事〕」から議第 75 号「工事請負契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕」までの 3 件、計 5 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 70 号から議第 71 号及び議第 73 号から議第 75 号までの計 5 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 4 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」から同意第 11 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの 8 件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第4号から同意第11号までの8件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、陳情第1号「森林環境税(仮称)の早期創設の実現について政府に意見書提出を求める陳情」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 4 . 議 員 提 出 議 案 の 上 程 及 び 審 議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、1件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました、発委第3号「森林環境税(仮称)の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

産業建設常任委員長 9番：前田 芳樹 議員

○9番 (前 田 芳 樹)

発委第3号

隠岐の島町議会 議長 石 田 茂 春 様

提出者 産業建設常任委員会 委員長 前 田 芳 樹

「森林環境税(仮称)の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出

します。

発委第3号について提案理由の説明を申し上げます。

「森林環境税（仮称）の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書」

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与しています。

しかしながら、所有者・境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低迷等により、森林の荒廃が深刻な状況です。

地方においては、国の森林整備事業に加え、地方単独事業等を創設し、森林整備対策、林業・木材産業対策が実施しているところですが、長期的な視点に立った安定的な財源が十分に確保されているとはいえないのが現状です。

ついでには、森林環境税（仮称）の創設により、長期的かつ安定的な財源が確保されるよう下記事項の実施について強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源の確保のため、平成30年度税制改正において「森林環境税（仮称）」を創設すること。
2. 税収は、民有林面積に応じて分配し、県及び市町村がしっかり連携しながら、自由度をもった対策が実施できるような制度とすること。

平成29年6月29日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書の提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。以上です。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第3号の「質疑」を行います。

質疑ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。

討論はありますか。

(「なし」 の声を確認)

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立「多数」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5. 竹島対策特別委員会の設置について

「竹島対策特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定によりまして、竹島領有権に関する調査研究について、お手元に配付の8人の委員をもって構成する「竹島対策特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

ご異議ありませんので、「竹島対策特別委員会」を設置し、これに付託して継続調査とすることに決定いたしました。

[竹島対策特別委員会(8人) : 大江 寿、石橋雄一、西尾幸太郎、安部大助、前田芳樹、米澤壽重、池田信博、福田 晃]

○議長 (石 田 茂 春)

正副委員長の報告をお願いします。

13番 : 米澤 壽重 議員

○13番 (米 澤 壽 重)

それでは、私から「竹島対策特別委員会」の委員長・副委員長の選任についてご報告申し上げます。

委員長には池田信博 議員、副委員長には大江 寿 議員が選出されましたので、ご報告いたします。以上です。

○議長（石田茂春）

ただ今、報告がありましたように、竹島対策特別委員会委員長に15番：池田 信博 議員、副委員長に1番：大江 寿 議員に決定しました。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長・特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成29年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 11時27分 ）

以 下 余 白